公益社団法人北海道作業療法士会

賛助会員規程

平成23年4月1日

平成26年1月1日

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人北海道作業療法士会（以下、「本会」という。）定款第7　条の規定に基づき、賛助会員の会費等に関し必要な基準を定め、これを公表することにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、賛助会員の会費等の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　公益社団法人北海道作業療法士会定款第5条第2号第6条第1項に従い、本会の

目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、施行規則別記第2号様式の入

会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

（会費）

第３条　賛助会員の会費は次のとおりとする。

　　　　年額10,000円以上（1口　10,000円）

（１）会費の納入は原則として当該年度6月末日までとする。

（特典）

第４条　賛助会員である個人及び団体は、次の特典を受けることができる。

（１）本会が発行する定期刊行物の配布

　　・公益法人北海道作業療法士会ニュース

　　・機関誌「北海道作業療法」

　　・会員名簿

（２）本会が発行する会員名簿に、事務所又は営業所名等を無料にて掲載することができ

る。

（３）本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合は、優先的に利用することが

できる。

（４）以下の団体に所属している賛助会員は、本会が主催する事業に会員区分で参加できる。その他、理事会が承認した団体、個人の賛助会員についても同様の特典とする。

　　　・北海道理学療法士会

　　　・北海道言語聴覚士会

（権限）

第５条　賛助会員は、本会の運営等に意見具申はできるが、総会等における議決に加わることはできない。

（公表）

第６条　本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第７条　この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

（附則）

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第

1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この規程は、平成26年1月1日から一部改正により施行する(第4条4項)。